

公 示 日 : 2022 年 5 月 18 日(水)

調達管理番号 : 22a00170

国 名 : ネパール

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名 : ネパール国参加型地方復興プロジェクト (農業開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 6 月下旬から 2023 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 2.80、国内 0.40、合計 3.20
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第一次 国内準備 2 日、現地業務 28 日、国内整理 1 日
 - ・ 第二次 国内準備 1 日、現地業務 28 日、国内整理 1 日
 - ・ 第三次 国内準備 1 日、現地業務 28 日、国内整理 2 日

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 32%を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 8%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 6 月 1 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください

さい。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022年4月)」別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる
競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております
ので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2022年6月14日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農業開発に係る技術協力プロジェクト、専門家、開発調査等の各種業務
対象国・地域又は類似地域	ネパール／南アジア地域
語学の種類	英語(さらに、ネパール語ができることが望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

2015年にネパールで M7.8 の地震が発生したことを契機として、JICA は
2015年から2019年にかけて「ネパール地震復旧・復興プロジェクト(The Project
on Rehabilitation and Recovery from Nepal Earthquake、以下「RRNE」という。)

を実施した。同プロジェクトでは、Build Back Better（以下、「BBB」という。）実現のための首都強靱化、被災した地方二郡の復興計画策定、更に短期的ニーズを汲んだ優先緊急復旧事業（Quick Impact Projects）の実施など、ネパールの復興に係る一連のプロセスを包括的に支援した。

その後、ネパールは震災直後の緊急的な復旧フェーズは脱したが、復興の地固めに向けた課題は未だ多く残る。ネパール政府はこれまでハードインフラの再建に注力してきたが、震災により大きな経済的損失を受けた住民の生計向上や、コミュニティ強靱化、心のケアなどソフト面の BBB への本格的な取組は未着手である。また、社会的弱者を含むこれらの住民の声を包摂的に汲み取り、自治体の計画に反映する実行性の高いプロセスは実現していない。

上記の状況を踏まえ、本プロジェクト（「参加型地方復興プロジェクト」（The Project on Participatory Rural Recovery、以下「PPRR」という。）が 2019 年 9 月に開始した。2021 年 1 月に詳細計画策定調査が完了し、現在は本体協力を 2023 年 8 月までを期限として実施中である。

本プロジェクトの目標は、地方自治体の「よりよい復興（Build Back Better、BBB）」の概念に基づく参加型復興の能力を強化することにあるが、活動を通じて達成する成果は大きく 3 つに分けられる。成果 1 は、連邦制度下のネパールで地方自治体が策定を担う中期計画・年次計画について、参加型で包摂的なプロセスを導入し、自治体やコミュニティ等の能力強化・プロセス支援を行うことである（パイロット自治体として、シンドウパルチョーク郡・ゴルカ郡から各 2 自治体、計 4 自治体を選定済¹）。

成果 2 は、成果 1 を通じて策定した 4 つの自治体の年次計画の中から、本プロジェクトとしてパイロット的に実施支援を行う「コミュニティ復興プロジェクト」（Community Recovery Project、以下「CRP」という。）を選定し、その実施支援とプロセス構築を行うものである。2021 年から実施中の CRP の第 1 サイクルにおいては、年次計画策定中に住民から農業分野のプロポーザルが多く見られたことから、今般、本業務従事者を通じて農業分野に特化した支援を追加的に行うこととした。

成果 3 は、パイロット 4 自治体で実施した成果 1、2 の活動を踏まえ、参加型の復興計画策定および計画実施（事業実施）にかかるガイドライン（案）を策定し、ネパール中央政府からの各自治体への周知と、セミナー開催等を通じた他自治体への普及に取り組むものである。上記成果 1~3 の活動の結果、本プロジェクトを通じて、より参加型で包摂的な復興を促進することが期待される。

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は、プロジェクト開始当初に

¹ シンドウパルチョーク郡：Chautara-Sangachowkgadhi Urban Municipality/Helambu Rural Municipality、ゴルカ郡：Palungtar Urban Municipality/Barpak-Sulikot Rural Municipality

カウンターパートであった復興庁（National Reconstruction Authority）が2021年末の設置期限満了に伴い解体されたことを踏まえ、防災庁（National Disaster Risk Reduction and Management Authority、以下「NDDRMA」という。）とする。また、成果1に関する計画策定支援や成果2に関するCRPの実施支援を行うパイロット4自治体（シンドパルチヨーク郡2市とゴルカ郡2市）もカウンターパートとする。更に、地方行政を担う連邦総務省（Ministry of Federal Affairs and General Administration : MoFAGA）と、連邦制下における開発計画ガイドラインの所管官庁である国家計画委員会（National Planning Commission : NPC）もカウンターパート機関とする。

本業務従事者は、「成果1」、そして特に「成果2」を中心とした技術支援を行う。具体的には、パイロット4自治体において、農業分野に関し、効果的な中期計画・年次計画の策定を支援し、また本プロジェクトがCRPとして実施する農業事業に関し、自治体職員や本プロジェクト専門家（日本人及びローカル人材（再委託含む））と連携して計画から実施まで取り組む。また、プロジェクト終了後も住民らが農業分野における地域リソースを活用し持続的な農業開発を実現できるよう、自治体の農業関係者や市場関係者等との交流や関係構築などのネットワーキングを支援する。

7. 業務実施上の留意事項

（1）プロジェクト実施体制

現在、本プロジェクトは個別専門家3名（「チーフアドバイザー／復興計画」、「業務調整／地方復興」、「生業再建／創造的コミュニティ復興」、業務実施コンサルタント2名（「地方行政」²、「開発計画策定支援／参加型復興プロセス支援」³）、ローカルコンサルタント／NGOら（プロジェクトが備上）により構成し、活動を実施中である。本業務従事者は、自律的に自身の業務内容・工程・進捗の管理を行いつつ、特に同じ農業分野を担当するローカルコンサルタント／NGOらと連携・協力して業務を進めることが求められる。また、業務方針等の検討時は、必ず上記の個別専門家やJICA社会基盤部及びネパール事務所と相談を行うものとする。

（2）CRP実施体制

本プロジェクトのパイロット自治体は、シンドパルチヨーク郡とゴルカ郡の計4自治体。各自治体の年次計画から、本プロジェクトが支援するCRPを選定するが、第2サイクル（2022年7月中旬のネパール新年度から1年

² PDMに照らした実施監理・実績管理支援、「参加型復興モデル」形成支援等を担う。

³ 成果1の4パイロット自治体における中期計画・年次計画策定支援等を行う。

間) では農業分野で 5-10 件ほどの支援を見込んでいる。

CRP は農業分野、畜産分野、観光分野などで実施中であるが、全体統括は「生業再建／創造的コミュニティ復興」の個別専門家が担う。農業分野の CRP について、第 1 サイクルでは、各自治体の農業部門の職員が、プロジェクトにより備上されたローカル NGO の協力を受けつつ、住民に対する CRP 実施支援を行った。第 1 サイクルを通じて、各自治体や職員間の技能・経験の差異が大きく、農業部門の職員本人への能力強化ニーズも高いことが確認されている。第 2 サイクル以降も、選定された CRP の内容を踏まえ、農業部門の職員の技能等を確認し、能力強化を行う必要がある。

なお、第 2 サイクルの実施体制について、再度第 1 サイクルと同様にローカル NGO に事業委託を行うか、あるいは各自治体への財政支援を通じて CRP を自治体直轄事業とするか、検討中である。いずれの場合においても、本業務従事者は農業分野の各 CRP の計画から実施に至るまでのプロセスを関係者と協議の上でとりまとめ、役割分担を検討の上で、それらを円滑かつ効果的に実施することが求められる。

その他の関係アクターとして、ネパールでは各地に農業省傘下の機関として Agriculture Knowledge Center が設置されており、周辺 2-3 郡の住民に対する農業技術・研修等の提供を行っている。現在までに本プロジェクトと同センターの関与はないが、CRP 実施中および終了後も地域住民のリソースとなることが期待されることから、今後協力体制の構築が求められる。また、その他にも地域住民にとって有用なリソースを開拓し、関係構築を行うことが持続性の観点から重視される。

(3) CRP 実施状況

コロナ禍の影響で開始が遅れたものの、CRP の第 1 サイクルは、2021 年 12 月から 2022 年 7 月までを期間として実施中。CRP 事業は、プロジェクトを通じて作成した「CRP 実施マニュアル(案)」に沿って計画・実施・モニタリング等を行っている。第 1 サイクルは全体で 20 件の CRP を実施しており、中でも農業分野は、6 件を実施している。これらの CRP の選定にあたり、まず各自治体との協議に基づき 2-4 ワード(区)⁴を指定し、その域内から CRP 基準に沿った事業を選定した。実施段階では、郡毎に NGO にまとめて事業委託を行っている。NGO の中には、CRP の実施に必要な分野専門家を配置しており、農業の専門家も在籍している。第 1 サイクルにおける農業分野の CRP は以下のとおり(詳細は配布資料「CRP プロファイル

⁴ ネパールの地方行政上の最小単位(州>郡>市>区)。2017年時点では、ネパールに753の地方自治体(市)が存在し、その下に6,000以上の区が設置されている。

(全6件)」参照)。

第2サイクルのCRPについては、2022年4月から開始する年次計画策定において住民からプロポーザルを募り、同年7月中旬までに年次計画への反映と、その中から本プロジェクトとして支援するCRPを選定する予定。CRP第2サイクルの実施期間は、翌年7月中旬までの1年間となる。

セクター	主な活動	CRPの数	
		シンドパル チヨーク郡	ゴルカ郡
農業／野菜 栽培	野菜の種の購入、野菜の栽培、有機栽培、温室、点滴灌 漑の導入、生産者への技術研修等	3	3

第1サイクルにおける農業セクターのCRP

(4) 本業務従事者の活動に関するプロジェクト内での調整状況

本業務従事者着任前の準備として、本プロジェクトでは下記を実施予定：

- ・ CRPの第1サイクルに基づき、「CRP実施マニュアル」(案)を更新予定。本業務従事者は、更新後の同マニュアルに基づき業務を行うこととし、さらに改善点等に関しては随時本プロジェクトの個別専門家等に提案を行い、内容の質向上に寄与することが期待される。
- ・ 本業務従事者と共に業務に従事する自治体職員の特定及び必要に応じたローカルNGOの備上。
- ・ CRP第1サイクル(2022年7月まで)では、NGOとは別途、農業分野の技術的な支援を行うローカルコンサルタントを備上している(本業務従事者着任までの暫定措置)。同ローカルコンサルタントは本業務従事者着任に伴い契約終了予定のため、個別専門家(チーフアドバイザー／復興計画)が必要な引き継ぎアレンジを行う。

(5) 本業務従事者に期待される役割

現在、本プロジェクトの個別専門家の中には農業分野の専門性を有する人材がおらず、CRPの協力内容については住民から提案されたプロポーザルをベースとして、自治体の農業担当者及びローカルNGOにより計画・実施されている。しかし、本プロジェクトがJICAによる協力であることも踏まえ、既存のネパールの知見だけでなく、日本の農業の知見・技術等を持続可能な形でCRPにインプットすることを目指す

し、本業務従事者の配置を行うこととした。加えて、JICAには既往の農業分野の協力実績があり、特に「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」⁵等では市場志向型のモデルを提案する等、自給自足だけではない経済収入につながる農業の普及に努めてきた。本業務従事者は、自治体の農業担当者やローカル NGO が導入した農業開発の視点の中でも効果的なものを活かしつつ、これまでの JICA の技術協力のアセットや教訓等を踏まえて、本邦からの新たな視点を積極的に提供し、農業分野を通じたソフト面の BBB に資するような CRP の実施に貢献することが期待される。

8. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や、今後調査団員として派遣される予定の JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る専門家業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第一次業務

① 第一次国内準備作業（2022年7月）（2日間）

- ・ネパールの農業分野における中央・地方政府の方針・政策・計画等、専門家業務に必要な情報収集と分析を行う。また、ネパールの農業分野の復興の文脈で、高い成果発現が見られる政府・ドナー等の取り組み（2-3件）に関し、情報収集と分析を行う。
- ・JICA がこれまでにネパールで実施した農業セクターの協力（特に市場志向型農業を支援した「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」等）の成果、課題、教訓、本プロジェクトの CRP への応用可能性等を分析する。
- ・プロジェクトの活動内容、進捗及び実施体制に関するブリーフィングを JICA の案件担当者及びプロジェクトの個別専門家、農業ローカルコンサルタント、委託先 NGO 等から受け、今後のワークプランを検討する。
- ・パイロット 4 自治体が策定する中期計画・年次計画について、直営の個別専門家等から最新版の提供を受け、それらの農業分野の記載内容を確認し、課題や改善点の提案事項をとりまとめる。

⁵ 日本の無償資金協力により開通したネパールのシンズリ道路沿線地域において、市場向けの農産物を生産する営農システムの確立や、農業の商業化を促進するための政府職員・農民等の能力強化に取り組んだ技術協力プロジェクト（協力期間は2015-2020年）。詳細は配布資料及び[ODA見える化サイト](#)を参照。

- ・第1サイクルで実施された農業分野のCRP（6件）に関し、プロジェクトの個別専門家等から詳細な情報提供を受けた上で、その内容（実施計画、研修計画、調達計画等）のレビューを行う。2022年7月中旬の第1サイクル完了に向けて課題を分析の上、現地業務時に取り組むべき事項を提案する。また、第2サイクルに向けた教訓も抽出する。
- ・第1サイクルで実施された農業分野のCRPに必要なフォローアップ活動を検討・計画する。
- ・第2サイクルの農業分野のCRP選定について、その実行性や期待される成果等の観点から選定の助言を直営の個別専門家等に行う⁶。
- ・ワークプラン①（英文）を提出する。対象は第一次から第三次業務までを対象とする。発注者による確認ののち、提出する。

② 第一次現地業務（2022年7月以降）（28日間）

パイロット自治体において担当分野にかかる下記の業務を行う：

ア. 第1サイクルの農業分野のCRP支援

- ・2022年7月中旬を目途に完了する第1サイクルの農業分野のCRPの協力現場を可能な限り訪問の上、成果や問題点を分析する。今後、住民が主体となって活動を継続する上での助言を現地の住民に対して行う。
- ・第1サイクルのCRPについて、プロジェクトとして実施が望ましいフォローアップ活動を計画・実施する。規模や頻度、体制についてはプロジェクトの個別専門家等と協議・分担する。
- ・第1サイクルのCRPについて、今後自治体が果たす役割に関し各自治体と相談の上整理し、その実施体制の実現を支援する。

イ. 第2サイクルの農業分野のCRP支援

- ・第2サイクルに選定された農業案件に関し、自治体の農業担当職員、裨益者となる住民（以下、「コミュニティグループ」と言う）、委託先NGOなどと協議・協力の上、プロジェクト実施計画・研修計画・調達計画等の作成を行う。
- ・特にCRP実施地域における土壌の適性、年間を通じた作付けの時期や作物の組み合わせ等を分析し、農作物の生産性を向上させるための措置をCRPの実施計画に反映する。

⁶ 本契約は2022年6月下旬に締結の予定のため、タイミングによっては第2サイクルのCRP選定は完了している可能性もあることに留意。

- ・ 生産した農作物をいかに高付加価値の商品として高値で安定した商取引に繋げるかについて分析する。分析にあたり、パイロット自治体の近隣地域またはカトマンズ等の都市部の市場の調査や、共同出荷等のシステムの導入、加工の可能性等も検討する。これらの措置についても CRP の実施計画に反映する。
 - ・ 策定された CRP 実施計画に基づき、開始に向けた準備を自治体の農業分野担当職員や委託先 NGO と共に行う。本業務従事者は特に研修の企画・講義実施や、ネパール政府の既存の農業関連マニュアルを適用する場合の内容精査・質の改善等を行う。新たにマニュアルを作成する場合は、農業分野担当職員や委託先 NGO と協力して作成を行う。
 - ・ 自治体の農業分野担当職員に対し、農業分野 CRP の実施をリードするために必要となる事前研修を、本業務従事者が主体的に行う。また、実施中も随時技術的な助言・支援を行い、能力強化に取り組む。
 - ・ CRP 実施にあたり、コミュニティグループへの技術的な指導を行う。第 2 サイクルの計画的な開始をフォローする。
 - ・ 開始した第 2 サイクルの CRP 実施状況（成果・課題）を分析の上、第 2 サイクルの CRP 実施期間中に自治体及び委託先 NGO に期待される対応を提言事項としてとりまとめ、説明・合意する。
- ウ. ネットワーク構築支援
- ・ パイロット 4 自治体における農業関連リソースを調査する。自治体の中の農業担当職員の配置や業務分掌に加え、域内の有力組織（農業省関連組織や有力ドナー等）の有無をとりまとめる。
 - ・ これらの情報について、パイロット 4 自治体に対し活用しやすい形態で情報提供を行う。
 - ・ 本業務従事者の従事期間中に支援するネットワーク構築活動を提案する。特に意欲の高い自治体や、農業 CRP で介入中のコミュニティグループについては、具体的なネットワーキングを（面談を設定する等の手段を通じて）支援するものとする。
- エ. 中期計画・年次計画策定支援
- ・ パイロット 4 自治体が策定する中期計画・年次計画について、プロジェクトの個別専門家等から最新版の提供を受け、それらの農業分野の記載内容に関し課題や改善提案をとりまとめる。

オ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、任意の簡易様式（英文）を用いてカウンターパート及び JICA ネパール事務所に報告を行う。

③ 帰国後整理期間（2022 年 8 月）（1 日間）

- ・ 第一次業務結果報告書（任意の簡易様式・和文）を JICA 社会基盤部に提出し、必要に応じ会議を設定の上報告する。
- ・ 第 2 サイクルの農業 CRP の実施を遠隔支援する。
- ・ プロジェクトが JICA 社会基盤部と開催する定期協議に出席する。

(2) 第二次業務

① 第二次国内準備作業（2022 年 11 月）（1 日間）

- ・ 第 2 サイクルの農業分野の CRP の進捗について、プロジェクトの個別専門家及び自治体の農業担当職員、委託先 NGO からヒアリングを行い、課題と対応方針について検討を行う。
- ・ 第二次現地業務における活動について、ワークプラン②（英文・更新版）を提出する。第一次現地業務は実績を記載し、第二次・三次渡現地業務最新の業務計画を記載する。JICA による確認ののち、最終版を JICA 社会基盤部宛に提出する。

② 第二次現地業務（2022 年 11 月以降）（28 日間）

パイロット自治体において担当分野にかかる下記の業務を行う：

ア. 第 1 サイクルの農業分野の CRP 支援

イ. 第 1 サイクルの農業分野の CRP について、上述（1）②アにて実施が望ましいと判断されたフォローアップ活動を継続して実施する。

第 2 サイクルの農業分野の CRP 支援

- ・ 実施中の第 2 サイクルの農業分野の CRP に関し、コミュニティグループへの追加的な研修の要否を自治体の農業担当職員及び NGO 委託先と検討し、実施する。また、コミュニティグループへの技術的な指導を行う。
- ・ 第 2 サイクルの CRP 実施状況（成果・課題）を分析の上、今後実施期間中に自治体及び委託先 NGO に期待される対応を提言事項としてとりまとめ、協議・合意する。
- ・ 第 2 サイクルの CRP の進捗を踏まえ、自治体の農業分野担当職員

に対する補完研修の要否を検討し、必要であれば本業務従事者が主体となって企画し、実施する。第一次現地業務時の研修成果の発現状況も確認し、必要に応じ追加研修を行う。

- ・ CRP の実施にあたり、ネパール政府の既存の農業関連マニュアルを適用する場合、その内容の精査や必要な質の改善を行う。新たにマニュアルを作成する場合は、委託先 NGO と協力して作成を行う。
- ・ 第 2 サイクルの CRP について、プロジェクトによる支援期間終了後に自治体が果たす役割を各自治体と相談の上整理し、その実施体制の実現を支援する。
- ・ その他、第一次現地業務時に分析・計画した活動を実施する。

ウ. ネットワーク構築支援

- ・ パイロット 4 自治体における農業関連リソースについて新しい情報があれば更新の上 4 自治体に提供する。
- ・ ネットワーク構築活動について、第一次現地業務時に計画した活動を実施する。

エ. 中期計画策定支援

- ・ パイロット 4 自治体が策定する中期計画について、プロジェクトの個別専門家等との協議に基づき、農業分野の課題や改善点の提案事項をとりまとめる。
- ・ 渡航時のタイミングが合えば、必要に応じ中期計画策定会議（農業分野）に出席し、適宜助言を行う。

オ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、任意の簡易様式（英文）を用いてカウンターパート及び JICA ネパール事務所に報告を行う。

③ 帰国後整理期間（2022 年 12 月）（1 日間）

- ・ 第二次業務結果報告書（任意の簡易様式・和文）を JICA 社会基盤部に提出し、必要に応じ会議を設定の上報告する。
- ・ 第 2 サイクルの農業分野の CRP の実施を遠隔支援する。
- ・ プロジェクトが JICA 社会基盤部と開催する定期協議に出席する。

（3）第三次業務

① 第三次国内準備作業（2023 年 4 月）（1 日間）

- ・ 第 2 サイクルの農業分野の CRP の進捗をプロジェクトの個別専門家及び自治体農業担当者、委託先 NGO からヒアリングを行い、課題と対応方針について検討を行う。
- ・ 第二次現地業務における活動について、ワークプラン③（英文・更新版）を提出する。第一次・二次現地業務は実績の記載とし、第三次渡航は最新の業務計画を記載する。JICA による確認ののち、JICA 社会基盤部宛に提出する。

② 第三次現地業務（2023 年 4 月以降）（28 日間）

パイロット自治体において担当分野にかかる下記の業務を行う：

ア. 第 1 サイクルの農業 CRP 支援

- ・ 第 1 サイクルの農業分野 CRP について、上述（1）②アにて実施が望ましいと判断されたフォローアップ活動を継続して実施する。

イ. 第 2 サイクルの農業分野の CRP 支援

- ・ 実施中の第 2 サイクルの農業分野の CRP に関し、コミュニティグループへの追加的な研修の要否を自治体の農業担当職員及び NGO 委託先と検討し、実施する。また、コミュニティグループへの技術的な指導を行う。
- ・ 第 2 サイクルの CRP 実施状況（成果・課題）を分析の上、今後 CRP 実施期間中に自治体及び委託先 NGO に期待される対応を提言事項としてとりまとめ、協議・合意する。
- ・ 第 2 サイクルの CRP の進捗を踏まえ、自治体の農業分野担当職員に対する補完研修の要否を検討し、必要であれば本業務従事者が主体となって企画し、実施する。第一次及び二次現地業務時の研修成果の発現状況も確認し、必要に応じ追加研修を行う。
- ・ CRP の実施にあたり、ネパール政府の既存の農業関連マニュアルを適用する場合、その内容の精査や必要な質改善を行う。新たにマニュアルを作成する場合は、委託先 NGO と協力して作成を行う。また、第三次現地業務までに改善・作成したマニュアルについて、パイロット自治体による活用状況を確認し、引き続き先方により活用されるよう、自治体内の保管や共有方法の改善を支援する。
- ・ 第 2 サイクルの農業分野の CRP について、今後住民が主体となって活動を継続する上での助言を現地の住民に対して行う。

- ・ 第1サイクル・第2サイクルのCRPについて、プロジェクトによる支援期間終了後の自治体の実施体制構築を支援する。プロジェクト終了後も自治体職員が参照できる「農業指導要領（案）」を提案する（具体的な要領の内容（テーマ設定）は自治体職員のニーズを踏まえ決定すること）。
 - ・ その他、第一次／二次現地業務時に分析・計画した活動を実施する。
- ウ. 農業プロジェクトの提案支援（年次計画策定支援）
- ・ 本プロジェクトの成果1では、年次計画策定を支援している。ネパールの自治体の年次計画には、優先プロジェクトリストが掲載される。計画策定プロセスの流れの中で、これらのプロジェクトはボトムアップで提案されることとなっており、住民からも幅広いプロポーザルの提出が期待されている。本プロジェクトでは、特に社会的弱者に主眼を置いたプロポーザル提出支援に取り組んでおり、本プロジェクトのローカルコンサルタント（コミュニティ・ファシリテーターら）がコミュニティグループを訪問しプロポーザル提出を促進している。これらの協議の場に対し、本業務従事者は農業分野のプロポーザルに適したテーマや取り組み等をアイデアとして提供することとし、また可能な限り本業務従事者も協議に同席し、意見交換やインプットを行うこと。その際、第三次渡航までに行った有望作物の分析や、導入が望ましい営農システム、ネットワーキングの知見等を活かし、市場志向型の農業事業の実施に寄与すること。（本プロジェクトは2023年8月までの協力のため、これらのプロジェクトを第3サイクルのCRPとして実施することは現状想定されないが、ネパール政府予算により通常の年次計画の事業として実施することが期待される）。
- エ. ネットワーク構築支援
- ・ パイロット4自治体における農業関連リソースについて新しい情報があれば更新の上4自治体に提供する。
 - ・ ネットワーク構築活動について、第一次／二次現地業務時に計画した活動を実施する。
- オ. 中期計画策定支援
- ・ パイロット4自治体が策定する中期計画について、プロジェクトの個別専門家等からの依頼に基づき農業分野の課題や改善点の提

案事項をとりまとめる。

- ・ 渡航時のタイミングが合えば、必要に応じ中期計画策定会議（農業分野）に出席し、適宜助言を行う。

カ. カウンターパートと JICA 事務所への報告

- ・ 上記の現地業務結果について、任意の簡易様式（英文）を用いてカウンターパート及び JICA ネパール事務所に報告を行う。

キ. ワークショップへの参加：

- ・ プロジェクトがカウンターパートと共催する参加型復興「経験共有」ワークショップに参加する。
（開催に向けた主たる準備はプロジェクトの個別専門家が担う。
本業務従事者は企画・講師登壇等の内容面での支援を行うこと）

③ 帰国後整理期間（2023年5月から8月）（2日間）

- ・ 第三次業務結果報告書（任意の簡易様式・和文）を発注者に提出し、報告する。

（4） 共通事項

- ・ 本業務従事者の業務にあたっては、プロジェクトが備上する自治体の農業分野担当職員及びローカル NGO チームがつく予定であり、本業務従事者は同チームと密に情報共有を行いつつ、連携して上記業務を行うことが求められる。
- ・ 本分野にかかる JICA の協力は、2015 年のネパールの震災を契機として開始されたものの、本プロジェクトで支援対象とする「復興」の概念は、必ずしもその災害種を震災だけに限るものではない点に留意⁷すること。
- ・ JICA が別途実施する技術協力プロジェクト「カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト」⁸では、「地方防災計画策定ガ

⁷ ネパール政府は「国家災害リスク管理削減戦略実施計画2018-2030」において、想定される災害種として地震、地滑り、洪水、吹雪、雪崩、氷河湖決壊、森林火災、気候変動リスク（干ばつ、落雷、強風、熱波、寒波）、感染症を挙げており、本プロジェクトはこれらの災害からの「参加型復興」に資するガイドラインやメカニズム構築に取り組む。

⁸ ネパールの中央政府における防災責任機関である防災庁（NDRRMA）をカウンターパートとして、カトマンズ盆地の災害レジリエンス化（強靱化）を図り、防災行政能力の強化に取り組む技術協力プロジェクト（協力期間は2021-2025年）。具体的活動としては、災害リスク削減に資する行政能力の強化、カトマンズ盆地内での災害リスク削減優先事業の実施に必要な基本的仕組みの整備、同盆地内の地方政府に対する災害リスク削減の主流化の推進などの活動を実施している。詳細は[ODA見える化サイト](#)を参照。

イドライン」及び「事前準備・緊急対応計画ガイドライン」の災害リスク削減計画部分を更新し、カトマンズ盆地内の自治体の計画能力強化及び防災事業実施促進を支援する予定である。同プロジェクトと比較し、本プロジェクトでは、より広範かつ長期的な復興（復興から開発への移行過程）を扱うが、プロジェクト間での必要なデマケーションの整理や情報共有、連携による相乗効果の発現に留意すること。

- ・ プロジェクト従事期間中、PDMの進捗を測るため、担当業務にかかる実績値等の提供をプロジェクトの個別専門家から求められた場合には、ローカルコンサルタントと協力の上、提供する。
- ・ 本プロジェクトでは、年度毎に進捗報告書（和文）の作成を行う。本業務従事者は担当業務について各次の業務結果報告書の内容も活用しつつ作成に協力すること（本業務従事者の担当業務にかかる記載分量は毎年5-10ページほどを想定）。
- ・ 本業務従事期間中に、最低3回、本プロジェクトの公式HPの記事案（和文）を作成し、提出すること。記事には、現地で肖像権にかかる公開の承諾を得て撮影した写真を2-3枚添付すること。

9. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（第一～三次業務開始時・英文）
 - 各業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために提出する。
 - 体裁は簡易製本とし、電子データをJICA社会基盤部及びJICAネパール事務所に送付する。
 - 部数：英文8部（JICA社会基盤部（1部）、JICAネパール事務所（1部）、カウンターパート（6部））
- (2) 現地業務結果報告（任意の様式・英文）
 - 第一～三次現地業務後の帰国前に、数枚程度を目安として提出する。
 - 電子データをJICA社会基盤部及びJICAネパール事務所に送付する。カウンターパートやJICAネパール事務所に報告する際は、印刷出力してホチキス止めとする。
- (3) 現地業務結果報告（任意の様式・和文）
 - 第一～三次現地業務後に、3週間以内を目処に提出する。
 - 体裁は簡易製本としてJICA社会基盤部に提出し、電子データをJICA社会基盤部及びJICAネパール事務所に送付する。

- 部数：和文 4 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ネパール事務所（3 部））

（4）業務完了報告書

- 2023 年 8 月 17 日（木）までに提出し、報告する。
- 体裁は簡易製本として JICA 社会基盤部に提出し、電子データを JICA 社会基盤部及び JICA ネパール事務所に送付する。
- 部数：和文 4 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ネパール事務所（3 部））

（5）その他

- 本プロジェクトの個別専門家が中心となってとりまとめる年次のプロジェクト進捗報告書に関し、担当業務に関連した部分の執筆に協力する（5-10 ページ程度）。
- プロジェクト公式 HP のプロジェクトニュース案の作成（3 回以上）

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ/カタール⇒カトマンズ⇒ドーハ/カタール⇒
日本を標準とします。
- （2）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

11. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「8. 業務の内容」に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2022年10月はネパールのダサイン・ティハールの祝祭日があることから、渡航期間から外してください。

現時点で、ネパール国へは、新型コロナワクチンの2回接種の証明書又は72時間以内の陰性証明書の提示により現地での隔離なしでの入国が可能です。

② 現地での業務体制

- ア) チーフアドバイザー／復興計画（直営・個別専門家）
- イ) 業務調整／地方復興（直営・個別専門家）
- ウ) 生業回復／創造的コミュニティ復興（直営・個別専門家）
- エ) 地方行政（業務実施コンサルタント）
- オ) 開発計画策定支援／参加型復興プロセス支援（業務実施コンサルタント）
- カ) ローカルコンサルタント13名（中央レベル3名／郡レベル2名／自治体レベル8名）
- キ) ローカルNGOチーム（ゴルカ郡／シンドパルチョーク郡）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
(パイロット2郡での業務が主となるため、宿舎はシンドウパルチョーク郡又はゴルカ郡となる予定です。但し、新型コロナウイルス感染症による制限が敷かれた場合には、首都カトマンズ等からの遠隔業務となる可能性があります)
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：ローカルコンサルタントが対応（英語⇄ネパール語）
- オ) 現地日程のアレンジ：アポイント取り付けが必要となる場合がありますが、プロジェクトのローカルコンサルタントが支援します。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース又はJICA ネパール事務所の会議室を提供予定（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム (imgge@jica.go.jp) にて配布します。
- ア) プロジェクトの PDM
 - イ) プロジェクトの Monitoring Sheet Ver.2
 - ウ) CRP 実施マニュアル (案)
 - エ) 現行の農業分野の CRP プロファイル (全 6 件)
 - オ) ゴルカ郡パロンタール市、バルパック村の中期計画
 - カ) シンドパルチヨーク郡チョータラ市の Municipality Profile (中期計画策定前のため)
 - キ) パイロット 4 自治体の組織図
 - ク) ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト 完了報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段

等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上